

医師修学資金貸付条例施行規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 17 号

医師修学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、医師修学資金貸付条例（平成 20 年岩手県条例第 9 号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの申請)

第 2 条 条例第 3 条の規定により医師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式による医師修学資金貸付申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 別に定める様式による在学証明書
- (2) 履歴書（写真をはったもの）
- (3) 別に定める様式による健康診断書
- (4) 父、母、親権者又は後見人の年間の所得を証明することができる書類（申請する日の属する年の前年の所得に係るものに限る。）
- (5) 戸籍抄本

(保証人)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項に規定する保証人（以下「保証人」という。）のうち 1 人は、申請者の父、母、親権者又は後見人でなければならない。ただし、これらの者がいない場合は、この限りでない。

2 保証人のうち 1 人は、県内に住所を有する者でなければならない。

(貸付けの決定)

第 4 条 知事は、第 2 条の医師修学資金貸付申請書を受理したときは、その内容の審査及び面接試問を行い、修学資金を貸し付けることに決定したときは別に定める様式による医師修学資金貸付決定通知書により、修学資金を貸し付けないことに決定したときは別に定める様式による医師修学資金貸付不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の面接試問は、知事が必要がないと認める場合は、省略することがある。

(誓約書)

第 5 条 前条第 1 項の規定による修学資金の貸付けの決定の通知を受けた者は、その通知を受けた日から 20 日以内に、別に定める様式による誓約書を知事に提出しなければならない。

(借用証書)

第 6 条 修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、当該借受者に係る修学資金の貸付けが完了したとき、又は条例第 7 条の規定により当該借受者に係る修学資金の貸付けを廃止されたときは、条例第 3 条の規定により貸付けを受けた修学資金の総額（以下「貸付額」という。）に対する別に定める様式による医師修学資金借用証書を知事に提出しなければならない。ただし、借受者が第 11 条の規定による貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行の全部の免除の決定の通知を受けたときは、この限りでない。

(返還日)

第 7 条 条例第 9 条第 1 項に規定する規則で定める日は、1 回目の返還及び支払にあつては同項各号のいずれかに該当する事由の生じた日の属する月の翌月の末日（以下「第 1 回返還日」という。）、2 回目以後の返還及び支払にあつては毎年第 1 回返還日に応ずる日（以下「2 回目以後の返還日」という。）とする。

2 前項の第 1 回返還日及び 2 回目以後の返還日が金融機関の休日に当たるときは、その翌日以後の直近の金融機関の営業日とする。

(返還明細書)

第8条 条例第9条第1項各号に掲げる事由が生じたことにより修学資金を返還しなければならない者(第11条の規定による貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行の全部の免除の決定の通知を受けた者を除く。)は、当該事由の生じた日(第11条の規定による貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行の猶予の決定の通知を受けた者にあつては、条例第11条に規定する期間の終了した日)から20日以内に、別に定める様式による医師修学資金返還明細書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により別に定める様式による医師修学資金返還明細書を提出した者が修学資金の返還方法を変更しようとするときは、別に定める様式による医師修学資金返還方法変更承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(業務の従事期間の計算)

第9条 条例第10条第2号から第5号までの規定による業務の従事期間の計算については、月数によるものとする。この場合において、1月未満の端数を生じたときは、これを1月に切り上げて計算するものとする。

(返還等の免除等)

第10条 条例第10条の規定による貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行の免除又は条例第11条の規定による貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行の猶予を受けようとする者は、条例第10条各号又は第11条各号に掲げる事由の生じた日から20日以内に、別に定める様式による医師修学資金返還免除(返還猶予)申請書に次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 条例第10条第1号若しくは第2号又は条例第11条第1号に該当するとき。 別に定める様式による公的病院等従事証明書

(2) 条例第10条第3号に該当するとき。 別に定める様式による死亡届又は故障届

(3) 条例第10条第4号若しくは第5号又は条例第11条第4号に該当するとき。 その旨を証明する診断書又は理由書

(4) 条例第11条第2号に該当するとき。 別に定める様式による臨床研修実施届

(5) 条例第11条第3号に該当するとき。 別に定める様式による医育機関研究実施届

(返還等の免除等の決定等)

第11条 知事は、前条の医師修学資金返還免除(返還猶予)申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行の免除又は猶予をすることに決定したときは別に定める様式による医師修学資金返還免除(返還猶予)決定通知書により、貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行の免除又は猶予をしないことに決定したときは別に定める様式による医師修学資金返還免除(返還猶予)不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

(学業成績証明書等)

第12条 借受者は、修学資金の貸付けを受けた年の翌年から貸付けが完了するまでの間、毎年4月15日までに、前学年における学業成績証明書及び別に定める様式による健康診断書を知事に提出しなければならない。

(届出)

第13条 借受者は、修学資金の貸付けを辞退しようとするときは、別に定める様式による医師修学資金貸付辞退届を知事に提出しなければならない。

2 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、第2号から第6号までのいずれか又は第8号に該当するときは、大学の学長又はこれに準ずる者のその旨を証明する書類を添付しなければならない。

(1) 氏名、住所又は本籍を変更したとき。

(2) 退学したとき。

(3) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

(4) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。

(5) 進級できなかったこと等により同一学年の課程を再度履修する事実があったとき。

- (6) 復学したとき。
- (7) 保証人の氏名、住所、本籍又は職業に変更があったとき。
- (8) 卒業したとき。
- (9) 条例第9条第1項第2号に規定する試験に合格しなかったとき。
- (10) 医師の免許を取得したとき。
- (11) 条例第2条第2号に規定する公的病院等（以下「公的病院等」という。）において医師の業務に従事したとき。
- (12) 公的病院等において医師の業務に従事しなくなったとき。
- (13) 公的病院等において勤務先を変更したとき。
- (14) 条例第9条第1項第3号に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を行ったとき。
- (15) 臨床研修を修了したとき。
- (16) 大学の研究室その他の医学に関する研究機関（以下「医育機関」という。）において研究したとき。
- (17) 医育機関における研究をやめたとき。

3 保証人は、借受者が病気その他やむを得ない理由により前2項の届出ができないときは、借受者に代わりこれを届け出なければならない。

4 保証人は、借受者が死亡したときは、直ちに、別に定める様式による死亡届に死亡診断書等又は借受者の戸籍謄本若しくは戸籍抄本を添えて、知事に届け出なければならない。

5 借受者は、保証人の死亡、破産手続開始の決定等により保証人を変更するときは、別に定める様式による連帯保証人変更届を知事に提出しなければならない。

（貸付台帳等）

第14条 知事は、修学資金の貸付けを行ったときは、別に定める様式による医師修学資金貸付台帳及び医師修学資金貸付整理簿を備え付け、資金の管理をするものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。